

c) 車道混在²⁷⁾における矢羽根・自転車のピクトグラムのデザイン・寸法

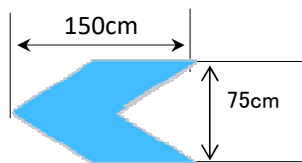
車道混在²⁷⁾において、国のガイドラインを踏まえ、矢羽根および自転車のピクトグラムを整備します。

矢羽根および自転車ピクトグラムは自転車の通行位置・方向を明示することで、自転車通行の安全性確保と利用者の車道走行、一方通行の意識付けを図るとともに、ドライバーに対し自転車への注意喚起を図るものです。

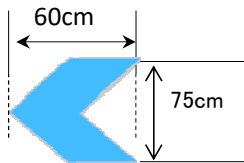
矢羽根・自転車のピクトグラムのデザイン、寸法は国のガイドラインを踏まえ、以下のとおりとします。

<県版の考え方>

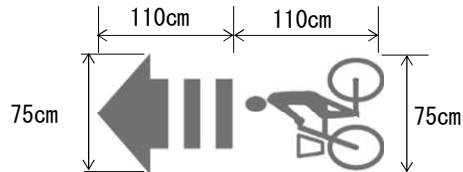
- 矢羽根、自転車のピクトグラムのデザイン・寸法は、国のガイドラインを踏まえ、以下のとおりとする
- 標準タイプは幅 75cm、長さ 150cm の矢羽根とする
- 生活道路では幅 75cm、長さ 60cm の矢羽根とする



矢羽根(標準)



矢羽根(生活道路)



自転車のピクトグラム

図 8.16 県版の考え方

※「つくば霞ヶ浦りんりんロード」については「水郷筑波サイクリング環境整備事業自転車走行環境整備ガイドライン」に基づき整備中。